単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
13 水路工編	2 コンクリート構造物	1 付帯工			精度を要するもの 分水工計量部 ゲート戸当部 橋台沓部	基準高　V	±30	構造物の寸法表示箇所を測定する。	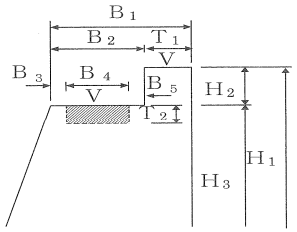	
						厚さ　T	±20			
						幅　B	±10			
						高さ　H	±10			
						長さ　L	±10			
13 水路工編	3 管水路工	1 基礎工			管体基礎工 （砂基礎等）	幅　B	－100	施工延長おおむね 40mにつき１箇所の割合で測定する。	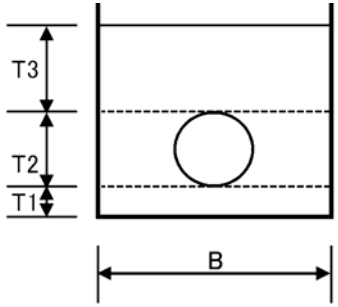	基礎材が異なる場合は、種類毎に測定する。
						厚さ　T	±30			
13 水路工編	3 管水路工	2 二次製品	1 コンクリート製品		管水路 （遠心力鉄筋コンクリート管） ＲＣ管	基準高　V	±30	基準高、中心線のズレ（直線部）については、施工延長おおむね 40mにつき１箇所の割合で測定する。 中心線のズレ（曲線部）についてはおおむね 10mに１箇所の割合で測定する。 上記未満は２箇所測定する。 ジョイント間隔、ゴム輪位置については、１本毎に測定する。	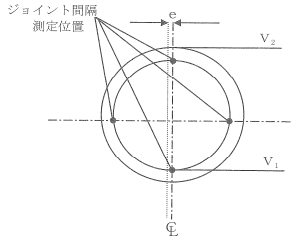 基準高（V）は、V1、V2のいずれか一方を測定し管理する。	Ｖの測定方法は管底（Ｖ1）を原則とし測定時期は埋戻完了とする。 ただし、φ1350 ㎜以下又は管底での測定作業が困難な場合は管頂まで埋戻後の管頂(V2)でもよい。 e の測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。
						被圧地下水がある場合	±50			
						中心線のズレ　e	±100			
						施工延長 200m未満	0.10% －200			
						ジョイント間隔　Z	別表ア参照			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
13 水路工編	3 管水路工	2 二次製品	2 その他	1	管水路 （ダクタイル鋳鉄管） A形 K形 U形 T形 （強化プラスチック複合管） B形 T形 C形 D形	基準高　V	±30	基準高、中心線のズレ（直線部）については、施工延長おおむね 40mにつき１箇所の割合で測定する。 中心線のズレ（曲線部）についてはおおむね 10mに１箇所の割合で測定する。 上記未満は２箇所測定する。 ジョイント間隔、ゴム輪位置については、１本毎に測定する。	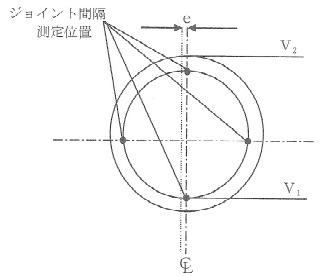 基準高（V）は、V1、V2のいずれか一方を測定し管理する。	Vの測定方法は管底(V1)を原則とし測定時期は埋戻完了とする。 ただし、φ1350㎜以下又は管底での測定作業が困難な場合は管頂まで埋戻後の管頂(V2)でもよい。 e の測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。 管径が 300㎜ 以下のダクタイル鋳鉄管については、中心線のズレの測定は行わないものとする。 ただし、80m に1回、管布設後の状況写真によりズレの確認をするものとする。
						被圧地下水がある場合	±50			
						埋設深　H	－50			
						中心線のズレ　e	±100			
						施工延長 200m未満	0.10% －200			
						ジョイント間隔　Z	別表イ・ウ参照			
13 水路工編	3 管水路工	2 二次製品	2 その他	2	管水路 （硬質ポリ塩化ビニル管　ＴＳ継手）	基準高　V	±50	設計図書に示された基準高、あるいは埋設深、中心線のズレ（直線部）については、施工延長おおむね 40mにつき１箇所の割合で測定する。 中心線のズレ（曲線部）についてはおおむね 10mにつき１箇所の割合で測定する。 上記未満は２箇所測定する。	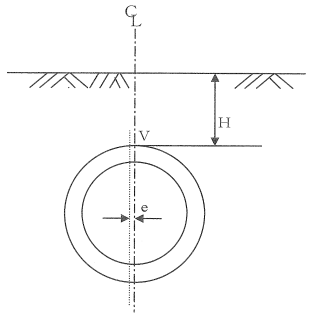	管径が 300㎜ 以下の硬質ポリ塩化ビニル管については、中心線のズレの測定は行わないものとする。 ただし、80m に1回、管布設後の状況写真によりズレの確認をするものとする。
						埋設深　H	－50			
						中心線のズレ　e	±120			
						施工延長 200m未満	0.10% －200			

出来形管理基準及び規格値

【既存の舗装面等への擦りつけにより仕上げを行う場合】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
13 水路工編	3 管水路工	6 土工及び舗装復旧	1		掘削工	基準高 ▽	±50	施工延長 40mにつき１箇所、延長 40m以下のものは１施工箇所につき２箇所。 基準高は、中央部で測定。	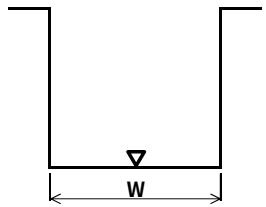	
						幅 w	−100			
13 水路工編	3 管水路工	1 基礎工			管体基礎工 （砂基礎等）	幅 B	−100	施工延長おおむね 40mにつき１箇所の割合で測定する。	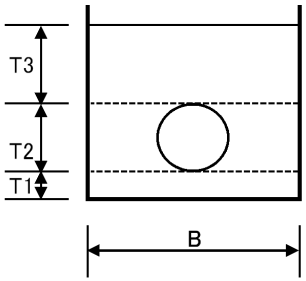	基礎材が異なる場合は、種類毎に測定する。
						厚さ T	±30			
13 水路工編	3 管水路工	6 土工及び舗装復旧	1		埋戻工	厚さ T	−50	施工延長 40mにつき１箇所、延長 40m以下のものは１施工箇所につき２箇所。 厚さは、下がり管理とする。	【舗装道路下の場合】 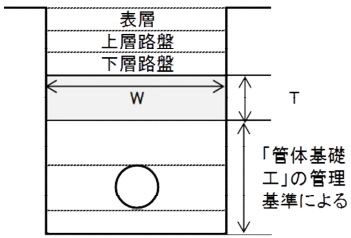 【耕地、耕作道下の場合】 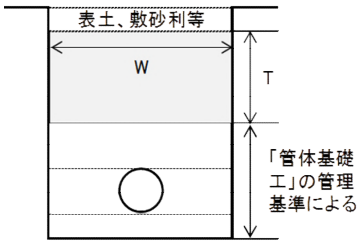	
						幅 w	−100			

出来形管理基準及び規格値

【既存の舗装面等への擦りつけにより仕上げを行う場合】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X）	規格値 10個の測定値の平均（X_{10}）	測定基準	測定箇所	摘要
13 水路工編	3 管水路工	6 土工及び舗装復旧工	1		アスファルト舗装工（下層路盤工）	厚　さ	－45	－15	厚さは、延長 40m毎に１箇所を測定。幅は、延長 80m毎に１箇所を測定。厚さは下がり管理とする。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	－50	－			
13 水路工編	3 管水路工	6 土工及び舗装復旧工	1		アスファルト舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工	厚　さ	－25	－８	厚さは、延長 40m毎に１箇所を測定。幅は、延長 80m毎に１箇所を測定。厚さは下がり管理とする。		
						幅	－50	－			

出来形管理基準及び規格値

【既存の舗装面等への擦りつけにより仕上げを行う場合】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X）	規格値 10個の測定値の平均（X_{10}）	測定基準	測定箇所	摘要
13 水路工編	3 管水路工	6 土工及び舗装復旧工	1		アスファルト舗装工（表層工）	厚　さ	－7	－2	幅は、延長 80m毎に１箇所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に１個の割でコアーを採取して測定。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	－25	－			

【既存の舗装面等への擦りつけのみでは復旧ができない場合】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
13 水路工編	3 管水路工	6 土工及び舗装復旧	2		掘削工	基準高 ▽	±50	施工延長 40mにつき１箇所、延長 40m以下のものは１施工箇所につき２箇所。 基準高は、中央部及び端部で測定。	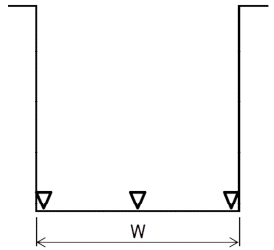	
						幅 w	−100			
13 水路工編	3 管水路工	1 基礎工	2		管体基礎工 （砂基礎等）	幅 B	−100	施工延長おおむね 40mにつき１箇所の割合で測定する。	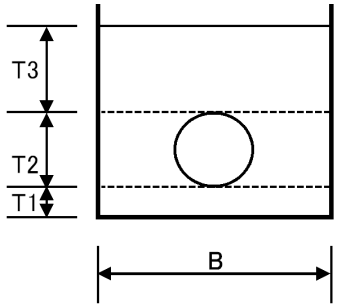	基礎材が異なる場合は、種類毎に測定する。
						厚さ T	±30			
13 水路工編	3 管水路工	6 土工及び舗装復旧	2		埋戻工	基準高 ▽	±50	施工延長 40mにつき１箇所、延長 40m以下のものは１施工箇所につき２箇所。 基準高は、中央部及び端部で測定。 延長 40m以下のものは１施工箇所につき２箇所。 厚さは、下がり管理とする。	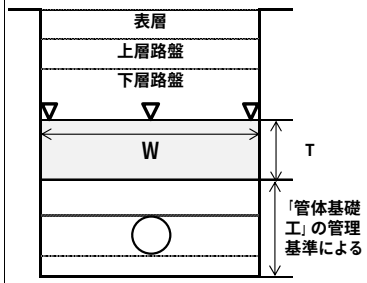	
						厚さ T	−50			
						幅 w	−100			

出来形管理基準及び規格値

【既存の舗装面等への擦りつけのみでは復旧ができない場合】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X）	規格値 10個の測定値の平均（X_{10}）	測定基準	測定箇所	摘要
13 水路工編	3 管水路工	6 土工及び舗装復旧工	2		アスファルト舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	―	基準高は延長 40m毎に1箇所の割とし、中央部及び端部で測定。幅は、延長 80m毎に1箇所の割とし、厚さは200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 ※下がり管理を行う場合は、監督員の承諾を得ること。 ※幅はセンター振り分けで測定する。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚さ	−45	−15			
						幅	−50	―			
13 水路工編	3 管水路工	6 土工及び舗装復旧工	2		アスファルト舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工	基準高▽	±40	―	基準高は延長 40m毎に1箇所の割とし、中央部及び端部で測定。幅は、延長 80m毎に1箇所の割とし、厚さは200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 ※下がり管理を行う場合は、監督員の承諾を得ること。 ※幅はセンター振り分けで測定する。		
						厚さ	−25	−8			
						幅	−50	―			

出来形管理基準及び規格値

【既存の舗装面等への擦りつけのみでは復旧ができない場合】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X）	規格値 10個の測定値の平均（X_{10}）	測定基準	測定箇所	摘要
13 水路工編	3 管水路工	6 土工及び舗装復旧工	2		アスファルト舗装工（表層工）	厚　さ	－7	－2	幅は、延長 80m毎に１箇所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に１個の割でコアーを採取して測定。 ※幅はセンター振り分けで測定する。 ※設計厚が３ｃｍの場合は、平坦性の測定は省略することが出来る。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	－25	―			
						平 坦 性	―	3ｍﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4㎜ 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75㎜ 以下			

品質管理基準

工　種	種別	試験区分	試験項目		規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
			外観検査（すみ肉溶接サイズ）	・目視 ・ノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズおよびのど厚は、指定すみ肉サイズおよびのど厚を下回ってはならない。 ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズおよびのど厚ともに−1.0mmの誤差を認めるものとする。			
			外観検査（アンダーカット）	・目視 ・ノギス等による計測	アンダーカットの深さは、0.5mm以下でなければならない。			
			外観検査（オーバーラップ）	・目視 ・ノギス等による計測	あってはならない。			
			外観検査（ビード表面の不整）	・目視 ・ノギス等による計測	ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。			
			外観検査（アークスタッド）	・目視 ・ノギス等による計測	・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・クラックおよびスラグ巻込み：あってはならない。 ・アンダーカット：するどい切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）をこえてはならない。			
		その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	われなどの欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。	
33　工場製作工 （鋼橋用鋼材）	材料	必須	外観検査 （主部材・代表部）	現物照合		現物立会による目視及びリングマーク照合を行い、一致すること。 その他すべての項目がミルシートで照合して全て一致すること。		
			外観検査 （主部材・その他）	帳票確認		すべての項目がミルシートで照合して全て一致すること。		
			外観検査 （付属部材）	帳票確認		すべての項目がミルシートで照合して全て一致すること。		
			機械試験	JISによる		JISによる		

品質管理基準

<table>
<tr><th>工 種</th><th>種別</th><th>試験区分</th><th colspan="2">試験項目</th><th>規格値</th><th>試験基準</th><th>摘　要</th><th>試験成績表等による確認</th></tr>
<tr><td rowspan="15">36ため池堤体工</td><td rowspan="10">材料</td><td>必須</td><td>土の締固め試験</td><td>JIS A 1210</td><td>設計図書による。</td><td>当初及び土質の変化した時。</td><td>監督職員との協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="9">その他</td><td>土の粒度試験</td><td>JIS A 1204</td><td>設計図書による。</td><td>当初及び土質の変化した時。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>土粒子の密度試験</td><td>JIS A 1202</td><td>設計図書による。</td><td>当初及び土質の変化した時。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>土の含水比試験</td><td>JIS A 1203</td><td>設計図書による。</td><td>当初及び土質の変化した時。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>土の液性限界･塑性限界試験</td><td>JIS A 1205</td><td>設計図書による。</td><td>当初及び土質の変化した時。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>土の一軸圧縮試験</td><td>JIS A 1216</td><td>設計図書による。</td><td>当初及び土質の変化した時。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>土の三軸圧縮試験</td><td>土質試験の方法と解説</td><td>設計図書による。</td><td>必要に応じて。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>土の圧密試験</td><td>JIS A 1217</td><td>設計図書による。</td><td>必要に応じて。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>土のせん断試験</td><td>土質試験の方法と解説</td><td>設計図書による。</td><td>必要に応じて。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>土の透水試験</td><td>JIS A 1218</td><td>設計図書による。</td><td>必要に応じて。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">施工</td><td rowspan="4">必須</td><td rowspan="4">現場密度の測定</td><td>最大粒径≦53mm：
JIS A 1214
JIS A 1210 A･B法
最大粒径＞53mm：
舗装試験法便覧
1-7-2</td><td>最大乾燥密度の95%以上。又は設計図書に示された値。</td><td>施工延長40mまでは、2測点。さらに40m毎に1測点追加する。また、盛土高1.5mに達する毎に行う。
堤体横断方向に1測点につき3回以上湯測定すること。
盛土幅が狭い場合は、監督員と協議し、測定方向を決定すること。

取水工および底樋などの施工により、現況堤体を掘削する場合は、90cm毎に2点行う。堤体横断方向に1点につき、3回以上測定すること。</td><td>･左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。</td><td></td></tr>
<tr><td>または、
RI計器を用いた盛土の締固め管理要領
(案)</td><td>1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度密度の95%以上。
又は、設計図書による。</td><td>築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m^{2}を標準とし、1日の施工面積が2,000m^{2}以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。
<table><tr><td>面積(㎡)</td><td>0～500</td><td>500～1000</td><td>1000～</td></tr><tr><td>測定点数</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr></table></td><td>･最大粒径＜100mmの場合に適用する。
･左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする</td><td></td></tr>
<tr><td>「TS･GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)」による</td><td>施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。</td><td>1．盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。
2．管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。
3．1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。
4．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td>土の含水比試験</td><td>JIS A 1203</td><td>設計図書による。</td><td>含水比の変化が認められたとき。</td><td>モニタリングのための試験である。</td><td></td></tr>
<tr><td>コーン指数の測定</td><td>舗装試験法便覧1-2-1</td><td>設計図書による。</td><td>トラフィカビリティが悪いとき。</td><td>モニタリングのための試験である。</td><td></td></tr>
</table>

品質管理基準

工　種	種別	試験区分	試験項目		規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
37水路工（管水路） ①土工及び管布設	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。	
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。	
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。	
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	必要に応じて。	
			土の液性限界･塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
			土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
			土のせん断試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
	施工	必須	現場密度の測定	JIS A 1210 A･B法 締固め度 現地で締固めた後の乾燥密度 / JIS A 1210の試験方法による最大乾燥密度 × 100(%)	締固めⅠ　最大乾燥密度の85%以上 締固めⅡ　最大乾燥密度の90%以上 上記によらない場合は特記仕様書による	必要に応じて。 施工延長200m毎に1回、左右両側で測定する。 上記未満は2回測定する。 なお、基礎部横断方向の測定箇所は下図を標準とする 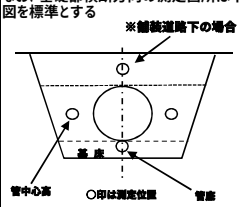 	･基礎（砂基礎等）及び埋戻し等 ･管径600mm以上のとう性管に適用する。 ･管径600以下については、以下のとおりとする。 基礎材の密度試験は、左図の通りとするが、管側部で測定できない場合には、管頂部付近で行うこととする。施工条件により密度試験が実施できない場合には、監督員との協議のうえ試験施工を品質管理とすることができる。ただし、受注者は、試験施工で求めた転圧回数を遵守しなければならない。 ･左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ･舗装道路下の場合の路体、路床部の現場密度の測定は、道路土工の品質管理の試験項目、規格値に準じる。	
	施工後試験	必須	漏水試験		圧力の低下がないこと 地表面に水がしみ出すなどの異常がないこと	施工完了後に実施 充水完了後12時間以上経過後に確認	試験後に異常が確認された場合は、原因を究明し、対策を講じた後に再試験を行う	
37水路工（管水路） ②下層路盤 ※各試験項目の規格値、試験基準、摘要及び試験成績表等による確認については、「4　下層路盤」に準ずる。	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査･試験法便覧 [4]-5	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシャラン鉄鋼スラグは修正ＣＢＲ30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシャランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が次に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方･････20cm 東北地方･････30cm その他の地方･････40cm	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		○
			土の液性限界･塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	･鉄鋼スラグには適用しない。	○
	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査･試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	施工前、材料変更時	･CS：クラッシャラン鉄鋼スラグに適用する。	○
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	施工前、材料変更時		○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシャランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	･再生クラッシャランに適用する。	○

品質管理基準

工　種	種別	試験区分	試験項目		規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
37水路工（管水路） ②下層路盤 ※各試験項目の規格値、試験基準、摘要及び試験成績表等による確認については、「4　下層路盤」に準ずる。	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	［車道部］ γdmaxの93%以上かつ X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 シラス層部 X10 93%以上 X6 94%以上 X3 95%以上 ［歩道部］歩道部 γdmaxの85%以上	1,000m2につき1個。但し、3,000m2未満の工事は1工事当たり3個以上。 施工面積500㎡未満については、測定個数について監督員と協議すること。	・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・歩道部であっても、車両乗入部舗装を行っている部分は、車道部の規格値を適用する。	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		異常が認められたとき。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	異常が認められたとき。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	異常が認められたとき。	・確認試験である。	
37水路工（管水路） ③上層路盤 ※各試験項目の規格値、試験基準、摘要及び試験成績表等による確認については、「5　上層路盤」に準ずる。	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		○
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	・但し、鉄鋼スラグには適用しない。	○
			鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-10	呈色なし	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-12	1.2Mpa以上(14日)	施工前、材料変更時	・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-106	1.50kg/L以上	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	1,000m2につき1個。但し、3,000m2未満の工事は1工事当たり3個以上。 施工面積500㎡未満については、測定個数について監督員と協議すること。	・締固め度及び粒度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	
			粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±15%以内	中規模以上の工事：1回～2回／日	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用料が3,000t以上の場合が該当する。	
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±6%以内	中規模以上の工事：異常が認められたとき。		
		その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		

品質管理基準

工　種	種別	試験区分	試験項目		規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
37水路工（管水路） ④アスファルト舗装 ※各試験項目の規格値、試験基準、摘要及び試験成績表等による確認については、「8　アスファルト舗装」に準ずる。	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率　：3.0%以下	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは偏平な石片：10%以下	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧　表3.3.17による。	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-59	4%以下	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-61	1/4以下	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率　：3.0%以下	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			引火点試験	JIS K 2265	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-180	舗装施行便覧参照 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-192	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○

品質管理基準

工　種	種別	試験区分	試験項目		規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
37水路工（管水路） ④アスファルト舗装 ※各試験項目の規格値、試験基準、摘要及び試験成績表等による確認については、「8　アスファルト舗装」に準ずる。	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
	プラント	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	[車道] 基準密度の94%以上。 X10　96%以上 X6　96%以上 X3　96.5%以上 [歩道] 基準密度の X10　92.5%以上 X6　93%以上 X3　93.5%以上	1,000m2につき1個。但し、3,000m2未満の工事は1工事当たり3個以上。 施工面積500㎡未満については、測定個数について監督員と協議すること。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 ・仮復旧舗装の設置から撤去までを行う工事（※1）においては、監督員との協議により、仮復旧舗装の品質管理のうち現場密度の測定を省略可能とする。 　ただし、仮復旧舗装の状態で引渡を行う場合は省略できない。	
			温度測定（初期締固め前）	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。	
			外観検査（混合物）	目視		随時		
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-84	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回		

※1　仮復旧舗装の設置から撤去までを行う工事

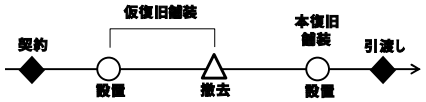

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度　[時期]	
29	プラント再生舗装工（プラント）	粒度	合材の種類毎に１回 [試験実施中]	
		再生アスファルト量		
	プラント再生舗装工（舗設現場）	外観検査		
		温度測定		
		現場密度の測定		
30	ガス切断工	表面粗さ	試験毎に１回 [試験実施中]	
		ノッチ深さ		
		スラグ		
		上縁の溶け		
		平面度		
		ベベル精度		
		真直度		
31	溶接工	引張試験	試験毎に１回 [試験実施中]	
		型曲げ試験		
		衝撃試験		
		マクロ試験		
		非破壊試験		
		突合せ継手の内部欠陥に対する検査		
		外観検査		
		曲げ試験		
		ハンマー打撃試験	外観検査が不合格となったスタッドジベルについて [試験実施中]	
32	工場製作工	外観検査	１橋に１回又は１工事に１回〔現物照合時〕	
		在庫品切出	当初の物件で１枚〔切出時〕※他は焼き増し	
		機械試験	１橋に１回又は１工事に１回〔試験実施中〕	
33	ため池堤体土工	現場密度の測定	土質毎に１回 [試験実施中]	
		土の含水量試験		
		コーン指数の測定		
34	水路工（管水路） ①土工 ※撮影頻度及び摘要については、「20 道路土工」に準ずる。	現場密度の測定	土質毎に１回 [試験実施中]	
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	
	水路工（管水路） ②下層路盤 ※撮影頻度及び摘要については、「4 下層路盤」に準ずる。	現場密度の測定	各種路盤毎に１回 [試験実施中]	
		骨材のふるい分け試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		土の液性限界・塑性限界試験		
		含水比試験		
	水路工（管水路） ③上層路盤 ※撮影頻度及び摘要については、「5 上層路盤」に準ずる。	現場密度の測定	各種路盤毎に１回 [試験実施中]	
		粒度		
		土の液性限界・塑性限界試験	観察により異常が認められた場合 [試験実施中]	
		含水比試験		
	水路工（管水路） ④ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装（プラント） ※撮影頻度及び摘要については、「8 ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装」に準ずる。	粒度	合材の種類毎に１回 [試験実施中]	
		ｱｽﾌｧﾙﾄ量抽出粒度分析試験		
		温度測定		
	水路工（管水路） ④ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装（舗設現場） ※撮影頻度及び摘要については、「8 ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装」に準ずる。	現場密度の測定	合材の種類毎に１回 [試験実施中]	
		温度測定		
		外観検査		
		すべり抵抗試験		

【第13編　水路工編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第３章　管水路工				
第１節　基礎工	１－１管体基礎工			〃
第２節　二次製品	３－２－１コンクリート製品	１管水路 （遠心力鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ） ＲＣ管		〃
	３－２－２その他	１管水路 （ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄管） （強化ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ複合管		〃
		２管水路 （硬質塩化ビニル管 ＴＳ継手）		〃
		３管水路 （硬質塩化ビニル管 ゴム輪継手）		〃
		４管水路 （鋼管）		〃
		５管布設		〃
第３節　溶接工	３－３－１Ｖ型開先	１Ｖ型開先 （両面溶接）		68
		２Ｖ型開先テーパ付き 直管（両面溶接）		〃
		３Ｖ型開先 （片面溶接）		〃
		４Ｖ型開先 （片面裏当溶接）		〃
	３－３－２Ｘ型開先	１Ｘ型開先 （両面溶接）		〃
		２Ｘ型開先テーパ付き 直管（両面溶接）		〃
	３－３－３溶接	１周継手溶接		〃
		２周継手溶接テーパ付 き直管		〃
		３すみ肉溶接		〃
		４放射線透過試験		〃
		５素地調整		〃
第４節　塗装工	３－４－１水道用液状エポキシ 樹脂塗装			〃
	３－４－２アスファルト塗膜装			〃
	３－４－３ジョイントコート			〃
第５節　その他	３－５－１管水路 （埋設とう性管） ダクタイル鋳鉄管 鋼管 強化ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ複合管			〃
	３－５－２シールド工事 （一次覆工） ｺﾝｸﾘｰﾄセグメント 鋼製セメント			〃
	３－５－３シールド工事 （一次覆工） 既製管覆工 推進工事			〃
第６節　土工及び舗装復旧	３－６－１ 【既存の舗装面等への擦りつけ により仕上げを行う場合】 ３－６－２ 【既存の舗装面等への擦りつけ のみでは復旧が出来ない場合】 ※３－６－１で管理できない場 合			〃

【第13編　水路工編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
13 水路工編	2 コンクリート水路	3 水路トンネル	1		トンネル支保工	切羽 矢板 支保工	掘削タイプ別 〔施工後〕	
13 水路工編	2 コンクリート水路	3 水路トンネル	2		トンネル覆工	まき厚 型枠	1スパン毎に1箇所	
13 水路工編	2 コンクリート水路	1 付帯工			精度を要するもの 分水工計量部 ゲート戸当たり部 橋台沓部	幅 高さ 厚さ 配筋	1箇所につき1回	
13 水路工編	3 管水路工	1 基礎工			管体基礎工 (砂基礎工)	幅 厚さ まき出し 転圧締固め	80m毎に1回 〔施工中〕 ・管水路基礎工の転圧締固め出来形管理写真は、転圧回数毎の写真は不要とし、一層毎の最終転圧時の転圧締固め写真を80m毎に1回撮影する。 ・管側部の転圧締固め出来形管理写真は、左右交互に転圧している状況写真は不要とし、一層毎の最終転圧時の転圧締固め写真を80m毎に1回撮影する。	
13 水路工編	3 管水路工	2 二次製品	1 コンクリート製品		管水路 遠心力鉄筋コンクリート管 ＲＣ管	布設 外観 ジョイント関係	80m毎に1回 最低2箇所 〔施工中〕	接続箇所付近で撮影すること。
13 水路工編	3 管水路工	2 二次製品	2 その他		管水路 ダクタイル鋳鉄管 強化プラスチック複合管 硬質ポリ塩化ビニル管 (ＴＳ継ぎ手) 硬質ポリ塩化ビニル管 (ゴム輪継ぎ手) 鋼管	布設 外観 ジョイント関係	80m毎に1回 最低2箇所 〔施工中〕 ・ダクタイル鋳鉄管及び硬質ポリ塩化ビニル管(ゴム輪継手)のジョイント関係については、出来形管理で測定した4箇所の内1箇所を撮影するものとする。 ・撮影する写真は、チェックゲージの目盛、4箇所の測定値を記した黒板、管番号及び測定場所がわかる写真とする。 　なお、段階確認で測定した継手については、写真管理を省略できるものとする。	・接続箇所付近で撮影すること。

【第13編　水路工編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
13 水路工編	3 管水路工	3 溶接工	1 V型開先		両面溶接 両面溶接（テーパ付き直管） 片面溶接 片面裏当溶接	溶接状況 検査状況	測定箇所の1／2 最低2箇所 〔施工中〕	
13 水路工編	3 管水路工	3 溶接工	2 X型開先		両面溶接 両面溶接（テーパ付き直管）	溶接状況 検査状況	測定箇所の1／2 最低2箇所 〔施工中〕	
13 水路工編	3 管水路工	3 溶接工	3 溶接		周継手溶接 周継手溶接テーパ付き直管 すみ肉用悦 放射線透過試験 素地調整	溶接状況 検査状況	測定箇所の1／2 最低2箇所 〔施工中〕	
13 水路工編	3 管水路工	4 塗装工			水道用液状エポキシ樹脂塗装 アスファルト塗膜装 ジョイントコート	膜厚 検査状況	測定箇所の1／2 最低2箇所 〔施工中〕	
13 水路工編	3 管水路工	5 その他	1		管水路 （埋設性可とう管）	たわみ量 布設 外観 ジョイント関係	測定箇所の1／2 最低2箇所 〔施工中〕	
13 水路工編	3 管水路工	5 その他	2		シールド工事 （一次覆工）	セグメント設置状況 外観検査 ジョイント Dh、Dv寸歩	80m毎に1回 最低2箇所 〔施工中〕	
13 水路工編	3 管水路工	5 その他	3		シールド工事 （二次覆工）	管布設状況 外観検査 ジョイント Dh、Dv寸歩	80m毎に1回 最低2箇所 〔施工中〕	
13 水路工編	3 管水路工	6 土工及び舗装復旧	1 2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	
						幅	80m毎に1回 〔施工中〕	
13 水路工編	3 管水路工	6 土工及び舗装復旧	1 2		埋戻工	幅 厚さ まき出し 転圧締固め	80m毎に1回 〔施工中〕	
13 水路工編	3 管水路工	6 土工及び舗装復旧	1 2		アスファルト舗装工（下層路盤工） ※撮影頻度及び摘要については、「第3編2-6-7-1　アスファルト舗装工（下層路盤）」に準ずる。	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回（200m未満のものは2回）〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	

【第13編　水路工編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
13 水路工編	3 管水路工	6 土工及び舗装復旧	1 2		アスファルト舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工 ※撮影頻度及び摘要については、「第3編2-6-7-2　アスファルト舗装工（上層路盤）」に準ずる。	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回（200m未満のものは2回）〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	
13 水路工編	3 管水路工	6 土工及び舗装復旧	1 2		アスファルト舗装工（表層工） ※撮影頻度及び摘要については、「第3編2-6-7-6　アスファルト舗装工（表層工）」に準ずる。	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	平坦性については、既設舗装面等への擦りつけにより復旧する場合は、省略することができる。
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事1回（実施中）	

【その他】

編	章	節	条	枝番	工種		写真管理項目		摘要
							撮影項目	撮影頻度[時期]	
その他					舗装工関係	橋面防水工	塗布又は設置状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	
					ダム工関係	仮排水路	厚さ、高さ	80m又は1施工箇所に1回〔型枠取外し後〕	
						仮締切（土石）	巻出し厚	80m又は1施工箇所に1回〔巻出し時〕	
							転圧状況	転圧機械が変わる毎に1回〔締固時〕	
						仮締切（コンクリート）	厚さ、高さ	80m又は1施工箇所に1回〔型枠取外し後〕	
						基礎掘削	組合せ機械	組合せ機械変わる毎に1回〔施工中〕	
							土質、岩質	土質、岩質変わる毎に1回〔掘削中〕	
							岩盤清掃状況	1施工箇所に1回〔清掃前後〕	
						堤体コンクリート打設	骨材採取製造、コンクリート製造、運搬	月に1回〔施工中〕	
							打継目処理、打込養生	8リフト毎に1回〔施工中〕	
						堤体止水	止水板の厚さ、幅、埋設位置、岩着及び溶接	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフト毎に1回〔据付後〕	
						堤体排水工	排水孔の位置、箱抜断面、排水管取付箇所	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフト毎に1回〔据付後〕	
						堤体冷却工	配管間隔、通水状況	5リフト毎に1回〔据付後〕	
						堤体埋設計器	器種、位置、間隔	1施工箇所に1回〔据付後〕	
					トンネル関係	トンネル坑門工	厚さ、幅、高さ	1施工箇所に1回〔埋戻し前〕	
						トンネル（矢板工法）	岩質	岩質の変わる毎に1回〔掘削中〕	
							湧水状況	適宜〔掘削中〕	
							埋設支保工（建込間隔、寸法、基数）	80m又は1施工箇所に1回〔建込後〕	
							湧水処理工設置状況	全数量〔設置後〕	
							集水渠（幅、高さ、位置）	80m又は1施工箇所に1回〔設置後〕	
							地下排水工（管接合据付状況）		

【その他】

編	章	節	条	枝番	工種		写真管理項目		摘要
							撮影項目	撮影頻度[時期]	
							地下排水工（フィルター厚さ）	80m又は1施工箇所に1回〔投入前後〕	
							矢板設置状況	岩質の変わる毎に1回〔設置後〕	
							グラウト材料使用量	全数量 〔使用前後〕	
その他					トンネル関係	シールド	掘削の地山状態	地質の変化の毎に1回〔掘削中〕	
							セグメント組立状況	1工事に1回〔組立後〕	
							二次覆工（セグメント清掃状況）	1工事に1回〔清掃後〕	
							二次覆工の厚さ	1スパンに1回〔型枠取外し後〕	
					維持修繕工関係	アスファルト舗装	打換パッチング	施工日に1回〔施工前後〕	
						コンクリート舗装	目地掃除	3,000㎡に1回〔施工前後〕	
							目地充填	3,000㎡に1回〔施工後〕	
							注入工、削孔状況（位置、間隔）	2,000㎡に1回〔削孔後〕	
							注入工、注入圧	2,000㎡に1回〔注入時〕	
							目地亀裂防止材、張付け状況	3,000㎡に1回〔張付け後〕	
							局部打換、各層厚さ	各層毎100mに1回又は1施工箇所に1回〔施工前後〕	
						路肩、路側路盤工	厚さ	100mに1回又は1施工箇所に1回〔施工後〕	
						道路除草	施工状況	2kmに1回（1回刈毎）〔施工前後〕	
						路肩整正	施工状況	1kmに1回	
						新設、更新、修理防護柵類	施工状況	1施工箇所に1回（施工前は必要に応じて）〔施工前後〕	
						新設、更新、修理標識類	基礎幅、深さ、施工状況	基礎タイプ毎5カ所に1回（施工前は必要に応じて）〔施工前後〕	
						新設、更新、修理照明灯	基礎幅、深さ、施工状況	基礎タイプ毎5カ所に1回（施工前は必要に応じて）〔施工前後〕	
						視線誘導標	施工状況	施工日に1回〔施工後〕	

【その他】

編	章	節	条	枝番	工種			写真管理項目		摘要
								撮影項目	撮影頻度[時期]	
						清掃（路面、標識、側溝、集水桝）		施工状況	施工日に1回〔施工前後〕	
						区画線路面表示		施工状況	施工日に1回〔施工前後〕	
								材料使用量	全数量〔施工前後〕	
						街路樹植樹		施工状況	適宜〔施工前後〕	
						街路樹補強補植		施工状況	適宜〔施工前後〕	
						街路樹剪力		施工状況	街路樹50本1回、グリーンベルト100m1回〔施工前後〕	
						街路樹消毒、施肥		施工状況	街路樹50本1回、グリーンベルト100m1回〔施工中〕	
						街路樹雪囲		施工状況	適宜〔施工後〕	
						排雪除雪		施工状況、機種	施工中に1回 施工中	
						凍結防止剤散布		施工状況	施工中に1回 施工中	
								材料使用量	全数量〔施工前後〕	
						河川除草		施工状況、刈草処理状況	1kmに1回（1回刈毎）〔施工前後〕	
その他					維持修繕工関係	鉄筋・無筋コンクリート関係	配筋	位置、間隔、継手寸法	打設ロット毎に1回又は1施工箇所に1回〔組立後〕	
							コンクリート打設	打継目処理、締固施工状況	工種種別毎に1回〔施工時〕	
							養生	養生状況	工種種別毎に1回、養生方法毎に1回〔養生時〕	

8.3 写真管理

8.3.1 目的

工事写真の撮影は、工事の施工記録と、工事完成後、外面から確認できない箇所の出来形確認資料として、また、各施工段階での使用機械、仮設工法、安全管理施設を知るうえで重要なものである。

8.3.2 基準等

「写真管理基準」を参照のこと。

8.3.3 写真管理上での留意点

「写真管理基準」にある留意事項等のほか、特に留意すべき点は、下記のとおりである。

（１）着手前及び完成写真

①工事区間全体の状況が判るように撮影すること。全景が、同一画面に入らない場合は、つなぎ（パノラマ）写真又は追い写真とする。

②起終点位置や重要な中間点にはポール等を立てること。（丁張り設置後に撮影すると、計画も判然として効果的である。）

③着手前と完成写真は同一構図となるよう撮影する。

（２）施工状況写真

①各施工段階における施工機械等の稼働状況、人力による施工状況、工事材料の使用状況、規定された工法に対する施工状況、部分的な段階完了状況写真を撮影するものであるが、その撮影の目的を十分理解し、目的に対応する写真撮影を行わなければならない。

②指定仮設物及び主要な仮設物並びに補修状況を撮影する。なお、火薬庫、電気設備については、当該施設周辺の地勢状況が判るように撮影する。

③工事現場においては設計図書と現地との不一致等の問題が種々発生するが、その対応策は設計変更の対象となる可能性も高いので、必要に応じて原因・状況・対策に即した撮影内容を監督員と協議して決定する。

④できるだけ測点、周囲の地形・地物を背景に入れて、撮影目的物の位置を明瞭にするよう工夫する。また、やむをえず細部撮影をする場合は、位置が不明確になるため、遠・近の組写真となるよう工夫する。

⑤管工事において工事完成後に明視できない箇所（不可視部分）の状況を確認する観点から、布設されたすべての管について布設完了時の状況がわかる写真を撮影するものとする。
なお、撮影に際しては管番号及び、離脱防止金具・異形管・弁類等の設置箇所や個数等がわかるように撮影するものとする。

（３）使用材料写真

①請負者が他から購入して使用する工事材料で、使用後において形状・寸法・数量が確認できないものについては現場搬入時に検収写真を撮影する。

②ＪＩＳマーク製品については、規格及びＪＩＳマーク等の表示を撮影するのみでよい。

③日本水道協会規格(JWWA)の水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管（HIVP,VP）、水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管継手（HIVP,VP）については、ＪＩＳ製品の検収方法と同様とする。

④ＪＩＳマーク製品等以外の管資材についても、品質証明書等と現品の整合が確認できるものについては、形状・寸法確認の写真撮影は不要とするが、規格や表示マークの写真撮影は行う。

⑤切管の検収写真は、面取り等の必要な処理を行った後、すべての切管で撮影することとするが、硬質ポリ塩化ビニル管の切管は管種・管径毎に面取り後の写真を１枚ずつ撮影することとする。

ただし、標線位置の管理記録はすべての切管で行う。

（４）品質管理写真

品質管理の試験又は測定の目的を十分理解し、目的に対応する写真撮影を行わなければならない。

（５）出来形管理写真

①明視できない箇所（不可視部分）の出来形（高）寸法を確認（証明）するための写真撮影であるので、被写体の映像及び目盛を明確に撮影しなけらばならない。なお、不可視部分の定義は次のとおりとする。

・破壊しないと容易に確認又は測定できない構造。（例：砕石基礎、コンクリート基礎、鉄筋、下層路盤等）

・工事途中の工種の終了時には明視できても、全工事完成後又は次期発注工事で不可視となる構造。（例：高盛土が施工される小口径の管梁寸法、盛土等他工種の施工により不可視となる構造物の背面寸法、次期舗装工事が施工される場合の下層路盤施工幅寸法等）

・梯子等昇降器具又は渡川器材等の仮設物を使用しないと容易に確認又は測定できない構造（例：橋台、橋脚、擁壁、根固・水制工）

・その他構造等の特殊性により不可視となる部分の寸法。

②出来形写真にはその寸法が確認できる添尺（箱尺、巻尺、リボンテープ、ノギス等）を使用する。また、カメラアングルが悪いと正確な寸法が撮影されないので、測定尺とカメラの位置が正面又は水平になるように留意する。

（６）安全管理写真

標識等の設置状況及び交通誘導員等の配置状況写真は、万一事故が発生した場合は、原因調査資料及び安全管理状況の証明資料ともなるので、設置又は配置状況が変わればその都度撮影を行っておく。又、必要に応じて夜間撮影も行っておく。

（７）その他（公害、環境、補償等）

必要に応じて、事前調査写真を撮影しておく。

（８）写真編集の不可

電子媒体に記録された工事写真（以下「デジタル写真」という。）については、写真編集等写真の信憑性を考慮し、いかなる編集（明るさの補正や回転等）も行ってはならない。

（９）仮設備写真

掲示物（施工体系図、建設業許可票等）については、全景写真のみで個別のアップ写真の提出は不要。

（10）施工写真（産業廃棄物の処理状況）

産業廃棄物の処理に関する施工状況写真については、積込・運搬・搬入・処理状況の判る写

真を撮影する。（撮影頻度は、廃棄物の種類毎に１サイクル）

なお、搬出時期、搬出先が変わる場合には、その都度撮影する。

（11）品質・出来形確認写真

黒板の数量（設計値、実測値等）と施工管理図等の数量が確認できれば、写真帳の添え書きに設計値、実測値等の数値を記入する必要はない。

（12）工事検査写真

工事検査写真は、必要最小限の枚数とする。また、黒板に設計寸法、実測寸法等を記入する必要はない。

（13）段階確認・立会写真

段階確認・立会写真は、段階確認書等に添付しているため、工事写真での提出は不要。